

あいのまち住宅取得応援金交付事業について

1 対象者

あつまれ新婚さん新生活応援金の交付を受けてから5年度以内の夫婦または18歳未満の子どもを養育している転入夫婦で、次の要件すべてに該当する世帯。(中古住宅の購入も対象です)

- ① 自己の居住用として、所有権保存登記がされていること。
- ② 申請人及び同居者全員が市税を滞納していないこと。
- ③ 住宅の新築又は購入に対し、国・県・市等より補助金等の助成を受けていないこと。
- ④ 住宅の所有権割合を5割以上有していること。

※住宅取得した日から半年以内に申請してください。

※転入夫婦は転入日から過去1年以上継続して市外に居住していた方が対象となります。

2 事業期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

3 応援金の額（申請のあった翌月末に一括で交付します）

あつまれ新婚さん新生活応援金受給者 50万円

転入夫婦 30万円



4 応援金の申請

応援金を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 世帯全員の住民票の写し【相生市役所市民課/窓口2番】
※続柄、世帯主及び本籍を表示したものをご準備ください。
※世帯全員…同居世帯も含まれますので2世帯住宅等の方は、2世帯分が必要です。
- ③ 建物（取得住宅）の全部事項証明書【神戸地方法務局龍野支局で取得】
※所有権保存登記された物（=権利部(甲区)が表示された物）の取得が必要です。
- ④ 工事請負契約書または売買契約書の写し
- ⑤ 住宅付近の見取り図（様式第2号）
- ⑤ 完成後の住宅外観写真（イメージ図不可）
- ⑥ 相生市税の完納証明書【相生市役所徴収対策室/窓口7番】
※課税証明書では申請いただけませんので、ご注意ください。
※納税義務のある方全員分が必要です。
- ⑦ その他市長が必要と認める書類（レポート）

☆申請時は身分証（運転免許証、マイナンバーカードなど）をお持ちください。

5 税関係

この応援金は、市民税の一時所得として課税の対象となります。
確定申告が必要な場合があります。

6. 住宅ローン【フラット35】優遇措置について

相生市では、若者の定住による地域の活性化を目的とし、独立行政法人住宅金融支援機構と住宅ローン【フラット35】について協定を締結しています。優遇措置を受けるには、市が発行する「利用対象証明書」を借入れの契約時までに【フラット35】取扱金融機関に提出する必要があります。

【フラット35】地域連携型とは…

子育て支援や地域活性化について、積極的な取り組みを行う市町村と住宅金融支援機構が連携し、住宅所取得に対する市町村による補助金交付等とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

	金利引き下げ期間	金利引き下げ幅
【フラット35】地域連携型 本応援金に該当する方が対象となります	当初 5 年間	【フラット35】の借入金利から 年 $\Delta 0.5\%$



○ お問い合わせ ○
相生市 企画総務部 定住促進室
〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号
TEL 0791-23-7125/FAX 0791-22-6439
Mail teiju@city.aioi.lg.jp